

12月3日から9日は「障害者週間」です



▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015 / FAX73-3023

「障害者週間」は、国民一人ひとりが広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めると共に、障がい者 が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。 この機会に「共生社会(障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)」の実現に向けて、 一人ひとりが普段の生活の中で自ら実施できる配慮や工夫について考え、取り組んでいきませんか。

障がいを理由とする 差別を なくしましょう

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もな い人も分け隔てなく生活できることを目指して「障害を理由とす る差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) が施行 されました。この法律では、以下のことが定められています。

①不当な差別的取り扱いの禁止

役所や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを 禁止しています。

②合理的配慮の提供

役所や事業者が、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必 要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること(合理的配慮)を求め ています。

良い例

- ・商店の従業員が車椅子の人から「障害物があるので進 めないしと声をかけられたので、その障害物を移動さ せて通れるようにした。
- ・飲食店の従業員が視覚障がい者から「メニューが見え ないので選べない」と言われたので、メニューを読み 上げたり食べたい物を聞き取ったりして一緒に選んだ。

悪い例

・障がいがあることだけを理由にバスや タクシー、宿泊施設 などの利用を一方的 に断った。



※補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、公共施設をはじめ、飲食店、病 院、宿泊施設など、いろいろな場所で受け入れることが「身体障害者補助犬法」 で義務付けられています。犬だからという理由だけで拒否せずに、受け入れにご 理解をお願いします。

障がい者を虐待から守りましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。虐待し ている人に、虐待している認識がない場合があります。また、虐待をされている人が虐待だと認識で きずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、市民一人ひとりがこの問題を認識 し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった"気 付き"でも結構ですので情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになりま す。なお、通報や届け出をした人を特定する情報は守られます。

▶障がい者虐待に関する相談・通報先

市障害者虐待防止センター(福祉課内) ☎73-3015/FAX73-3023 ※24時間受け付け。夜間や休日は宿日直が対応します。

障がいのある人の相談窓口を紹介します

相談先 電話番号

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、悩みや疑問を一緒に考え、 指導・助言を行います。何か生活上で困ったことや聞いてほしいことがあれば、下記の相談員にご相談 ください。

●相談支援事業所、就業・生活支援センター

高瀬荘

ありあけ

つばさ

相談内容

身体障がいについて

知的障がいについて

精神障がいについて

障がい者の就労について

文版 ピンプ			●为 件件 日 日 旧 欧 只			_
	電話番号	FAX	氏	名	電話番号	
	74-7211	74-7244	大西	廣	62-3298	į
	74-7811	74-7818	新庄	利治	72-3402	Ž
	57-5501	57-5502	岩本	吉進	72-2278	
	24-8266	24-3738	澗渕	久嘉	67-2353	

明 | 83-3668

●身体障害者相談目

●知的障害者相談員

氏	名	電話番号				
近藤	恵美子	74-7755				
森	眞一	62-2043				
(順不同)						

ひきこもりについて悩んでいませんか

長期間、社会とのつながりがなく家庭にとどまり、 これからどうしたらよいか分からず悩んでいません か。本人だけでなく、家族からの相談も受け付けて います。

相談先	電話番号		
県ひきこもり地域支援センター 「アンダンテ」	087-804-5115		
西讃保健福祉事務所	25-2052		
福祉課	73-3015		

手話通訳者をご利用ください

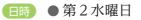
毎週火曜日に手話通訳者を福祉課に配置しています。市役所での手続きや各種相談などでの意思疎通 支援が必要な人はご利用ください。

また、聴覚障がいなどがある人のために手話通訳者の派遣も行っています。

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015/FAX73-3023

障がい者施設の出張販売を利用しませんか

障がい者施設で作られた商品を三豊市役所で出張販売しています。 ぜひ、ご利用ください。



●第2金曜日

午前11時頃~午後1時頃 『手作り赤飯販売』(はたらーく ☎89-1204)

午前11時頃~午後1時頃 『手作り菓子販売』(はあと ●第1~4金曜日 午前11時頃~午後3時頃 『季節のお花販売』(丸山作業所 ☎24-8205)

☎72−6201)

場所 市役所本庁舎 1 階 ロビー (第2・第4金曜日のお花販売のみ山本庁舎 玄関前) ※販売日程、内容などについては直接施設へお問い合わせください。 ※祝日の場合はお休み。 ※いずれも売り切れ次第終了。

また、障がい者施設では商品の製造・販売以外に、 農作業や清掃などの労務作業も行っています。 詳しくは福祉課までお問い合わせください。





13 2017年12月 広報 みとよ 広報 みとよ 2017年12月 12